

IP News Letter

2021年第6号



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 知的財産権部ニュース-----2
 - 天達共和法律事務所勉強会開催報告
- ◆ 知的財産権最新動向-----3
 - 北京市高級人民法院「知的財産権に関する民事訴訟証拠規則のガイドライン」
 - 「当市で適格な海外有限パートナーライアルを展開する暫定案」
 - 改正専利法、改正著作権法の施行
 - 「よくあるタイプのモバイルインターネットアプリケーションの必要個人情報の範囲に関する規定」
 - 「インターネット生放送マーケティングの管理案(試行)」
 - 「インターネット取引に関する監督管理案」
 - 「専利申請行為を規制する若干規定の改定案(意見募集稿)」
- ◆ Q & A-----8
 - 企業データ越境移転の法律リストとコントロールに関する Q&A

知的財産権部ニュース

天達共和法律事務所勉強会開催報告

2021年5月28日午後、天達共和法律事務所は、企業コンプライアンスに関する問題について、勉強会を開催いたしました。本勉強会では、張嵩パートナー弁護士と山口直彦弁理士が「市場支配地位濫用紛争に関する最新判例の解説」、張和伏パートナー弁護士が「独占禁止実務の最新動向」、管氷パートナー弁護士が「営業秘密保護に関する法改正及び実務対応」、葉鵬パートナー弁護士が「サイバーセキュリティとデータ保護に関する留意点」、韓晏元パートナー弁護士が「商業賄賂の防止について」というテーマでそれぞれ発表を行い、独占禁止法、不正競争防止法、サイバーセキュリティ法など多岐に渡る内容を紹介、解説いたしました。

当日は多くの日系企業の方々にご参加いただき、活発な交流を行うことができました。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。なお、弊所では、当日ご参加いただけなかった方や、ネットの接続不調によりご視聴できなかった方向けに、当日の勉強会を視聴可能な動画サイトをご用意いたしました。どうぞお時間のごさいます時に、以下の URL 及びパスワードを用いて、ご視聴いただければ幸いです。

動画サイト URL: <https://s.alphalawyer.cn/1rxy3>

パスワード: :KpDWChbt

弊所では今後も、このような勉強会を開催し、中国の最新の話題を皆様へお届けして参りますので、どうぞ引き続き宜しくお願ひ申し上げます。また、このような勉強会の開催についてご意見やご要望も承っておりますので、どうぞお気軽にご連絡いただければ幸いです。



East & Concord Chengdu Office

知的財産権最新動向

北京市高級人民法院「知的財産権に関する民事訴訟証拠規則のガイドライン」

中国語名：北京市高级人民法院「知识产权民事诉讼证据规则指引」

北京市高级人民法院 2021.04.22 日に公布、施行。

リンク：<https://mp.weixin.qq.com/s/GxfP5v7-g1XeXF5q-OzEg>

解説：

北京市高級人民法院「知的財産権に関する民事訴訟証拠規則のガイドライン」(以下「証拠規則のガイドライン」という)は知的財産権権利者の立証難、高い権利主張費用などの問題を解決するために、最高人民法院民三庭が民事訴訟法などの関連法律規定に基づいて、知的財産権民事事件裁判の実情と結合して制定した。

「証拠規則のガイドライン」は合計 178 条(付則を含む)であり、総則、専利権侵害紛争、著作権侵害紛争、商標権侵害紛争、不正競争紛争の 5 つに分けられる。第一部分は知的財産権民事訴訟に関する基本規則であり、証拠の取得方法、証拠の分類の拡大、自認の制限、証拠の審査基準、鑑定、期限過ぎで証拠を提出した責任、明知の推定規則、損害賠償の証拠規則等を含む。第二部分から第五部分は具体的な事件のあらましに対する体系化された規定であり、一般証拠規則、権利帰属証拠規則、具体的な権利侵害行為の証拠規則、抗弁証拠規則などが条文化された。



East & Concord Chengdu Office

北京市による「当市で適格な海外有限パートナーライアルを展開する暫定案」

中国語名:「关于本市开展合格境外有限合伙人试点的暂行办法」

北京市地方金融監督管理局と北京市市場監督管理局 2021.4.28 に公布、施行。

リンク: http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202105/t20210506_2382005.html

解説:

近日、北京市地方金融監督管理局と北京市市場監督管理局は「当市で適格な海外有限パートナー
今回公布した「QFLP 案」は国外投資者の範囲を拡大し、更に投資の範囲を拡大し、トライアル基金は優先
株式、デットエクイティスワップと転換債権、中間投資、私募債、不良資産、国内私募投資基金などに投資す
ることができる。基金がより柔軟な管理構造の採用を許可し、更に単一基金の募集規模を 1 億人民元に下
げた。

北京の「両区」政策の一部として、その他の地区の QFLP トライアル案に比べ、「QFLP 案」の各要求、プロ
セス設計等は私募基金管理人と投資者の実践と市場要求により合致し、全体的により緩やかで柔軟な規制
を採用し、有効的な管理を維持するとともに高い効率の行政サービスの提供に力を入れ、北京の QFLP トラ
イアルメカニズムに参加する質の高い国内外の私募基金管理者を誘致するための強固な基礎を築いた。

改正専利法、改正著作権法の施行

2021 年 6 月 1 日、改正専利法、改正著作権法がそれぞれ施行された。

改正専利法では主に、意匠制度の変更(部分意匠制度の導入、保護期間 10 年→15 年)、法定賠償額の
増額(3 万元以上 500 万元以下)、懲罰的賠償制度の導入(1 倍以上 5 倍以下)、専利開放許諾制度の導入
が行われた。

また、改正著作権法では主に、動画等を含む「視聴作品」という著作物の定義、著作権集団管理組織の職
能強化、放送権・情報ネットワーク伝播権の権利範囲の整理、共同作品等の帰属の明確化、法定賠償額の
上限額増額(50 万元→500 万元)、懲罰的賠償制度の導入(1 倍以上 5 倍以下)が行われた。

「よくあるタイプのモバイルインターネットアプリケーションの 必要個人情報の範囲に関する規定」

中国語名:「常見類型移動互聯網应用程序必要个人信息范围規定」

国家インターネット情報弁公室、工業と情報化部、公安部、国家市場監督管理総局 2021.3.12 公布、
2021.5.1 施行。

リンク: http://www.cac.gov.cn/2021-03/22/c_1617990997054277.htm

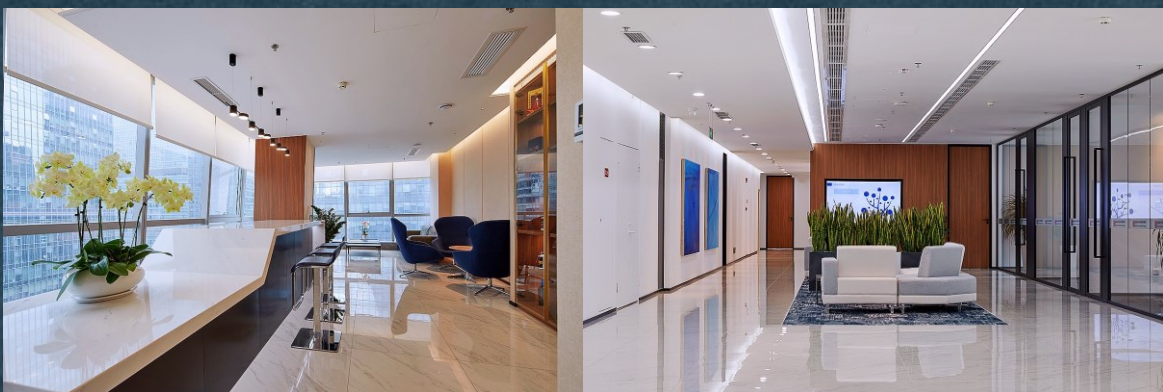
解説:

2021年3月12日に、国家インターネット情報弁公室、工業と情報化部、公安部、国家市場監督管理総局の四部門は「よくあるタイプのモバイルインターネットアプリケーションの必要個人情報の範囲に関する規定」(以下は「規定」という)を共同で公布し、2021年5月1日より施行した。

「規定」は「サイバーセキュリティ法」にある「個人情報収集の合法、正当、必要性の原則」の実践であり、モバイルインターネットアプリケーション(App)による個人情報を収集する行為を規制し、公民個人情報の安全を保護することを目的とする。

当該「規定」の要点は下記である。

- (1)「規定」の第二条は初めて Wechat のプログラムを App による個人情報収集の管理範囲に入れた。
- (2) App による必要な範囲を超えた個人情報収集の問題について、「規定」の第四条は明確に、「App はユーザーが必要な個人情報の提供を断ったことで、ユーザーにその基本機能の使用を拒絶してはならない」と規定している。



East & Concord Chengdu Office

「インターネット生放送マーケティングの管理案(試行)」

中国語名:「网络直播营销管理办法(试行)」

国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部、文化と旅行部、国家税務総局、国家市場監督管理総局、国家放送テレビ総局は 2021.4.23 日公布、2021.5.25 施行。

リンク: http://www.cac.gov.cn/2021-04/22/c_1620670982794847.htm

解説:

2021 年 4 月 23 日に、国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部、文化と旅行部、国家税務総局、国家市場監督管理総局、国家放送テレビ総局の 7 部門は「インターネット生放送マーケティングの管理案(試行)」(以下は「試行案」という)を共同で公布し、2021 年 5 月 25 日より施行した。

最近非常にホットであるライブ生放送による販売を規制するため、ライブ生放送の運営者及びライブ生放送のセールスマンに対して、「試行案」では、ライブ生放送の運営者、ライブ生放送のセールスマンは自然人である場合、16 歳に満たさなければならず、ライブ生放送の運営者、ライブ生放送のセールスマンに法律法規と公の秩序及び善良な風俗を遵守させ、商品又はサービスの情報をリアルに、正確に、全面的に発信することを要求し、ライブ生放送のセールス行為の 8 つのレッドラインを明確にし、ライブ生放送の 5 つの重点段階の管理をポイントにし、ライブ生放送営業と販売活動に関連する広告コンプライアンス、ライブ生放送セールスの場所、消費者権益保護責任等に対して明確な要求を提示した。

ライブ生放送のセールスについて、8 つのレッドラインに違反する行為は以下である。

- (1)「インターネット情報コンテンツの生態管理規制」第六条、第七条に違反する。
- (2)虚偽又は誤解を招き易い情報を発信し、ユーザーを騙したり、ミスリードしたりする。
- (3)粗悪模倣品、知的財産権を侵害し、人身、財産の安全を保護する要求を満たしていない商品を販売する。
- (4)取引、注目度、閲覧数、「いいね！」等のデータフローを虚構または改ざんする。
- (5)他人による法律法規違反又は高いリスクの行為を知っており、又は知るべきでありながら、それをプロモーションしたり、流布したりする。
- (6)他人への嫌がらせ、誹謗中傷、侮辱し及び脅迫し、他人の合法的権益を侵害する。
- (7)マルチ商法、詐欺、ギャンブル、禁制品又は管制物品等を販売する。
- (8)その他国家の法律法規と関連規定に違反する行為。

「インターネット取引の監督管理案」

中国語名:「网络交易监督管理办法」

国家市場監督管理総局は 2021.3.15 公布、2021.5.1 実施。

リンク: http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202103/t20210315_326936.html

解説:

2021 年 3 月 15 日に、国家市場監督管理総局は「インターネット取引の監督管理案」(以下は「監督管理案」という)を公布し、2021 年 5 月 1 日から施行した。

「監督管理案」は多方面参与、有効的な協力を推進、規範秩序の有るインターネット取引市場の管理体系を推進し、新しい業務形態の監督管理、プラットフォーム経営者の責任、個人情報保護などの重点問題に対して明確な規定をした。

「監督管理案」で注目すべき点は下記である。

まず、「監督管理案」は現在の SNS インターネット商業等のインターネット取引活動における経営者の位置に対して明確な規定をした。SNS、ネットライブ生放送等のインターネットサービスの提供者は経営者に同時にインターネット経営場所、商品閲覧、注文、オンライン支払などのインターネット取引プラットフォームサービスを提供する時、法によりインターネット取引プラットフォームの経営者の義務を履行しなければならない。上記のインターネット取引プラットフォームサービスを通じてインターネット取引活動を展開する経営者は、プラットフォーム内の経営者の義務を法により履行しなければならない。

次に、個人生体情報、医療健康、金融口座、個人行動トレース等の敏感情報の収集及び使用について、それぞれ消費者の同意を得なければならない。

最後に、インターネット取引領域の一部の新しいモデル、新しい方式に対して回答し、下記内容を含む関連規則が新設された。架空取引、誤解を招くようなレビューの展示、架空データの表示等の新しいタイプの不正競争行為を規制する。期限の自動延長、継続取引の取消が困難であるなどの問題を解決し、期限の自動延長、継続取引の形態を規制する。プラットフォーム内部の管理行為を規制し、プラットフォーム経営者に対してプラットフォーム内の経営者に対して制限措置を取った場合に公告すると要求する。プラットフォーム経営者による「二者択一」等の不合理な制限措置を禁止し、プラットフォーム内の経営者の自主経営権を保護し、現在プラットフォーム経済に対する独占禁止の監督管理の傾向に相応する。

Q&A

企業データ越境移転の法律リスクとコントロールに関する Q&A

パートナー弁護士 馮超

1. Q: データ越境移転の基本的な概念は何か。

A: 『安全評価弁法(2017)』の規定によれば、データ越境移転とは、ネット運営者による中華人民共和国国内の運営において、収集及び発生した個人情報と重要なデータを国外の機関、組織、個人に提供することをいう。
2. Q: データ越境移転の主体は何か。

A: データ越境移転の主体はキーポイント情報の基礎施設の運営者及びネット運営者を含む。

『サイバーセキュリティ法』は「キーポイント情報の施設の運営者が中華人民共和国国内で収集及び発生した個人情報と重要なデータを国内で保存しなければならない。業務上のニーズで、確かに国外に提供する必要がある場合、国家網信部門が国务院関連部門と共同で制定した弁法により安全評価を行わなければならない」と規定している。

「ネット運営者」とは「インターネットの所有者、管理者とインターネットサービスの提供者」を指す。
3. Q: データ越境移転の客体は何か。

A: データ越境移転の客体は個人情報と重要なデータを含む。

『民法典』は「個人情報はデジタル又はその他の方式で記録した単独で又はその他の情報と結びつけて特定の自然人を識別する各種報である」と規定している。

『安全評価弁法(2017)』は、重要なデータとは国家安全、経済発展、及び社会公共の利益と密接に関連するデータのことを指すと規定している。
4. Q: データ越境移転の監督管理の原則は何か。

A: データ越境移転の監督管理の原則は国内保存原則、授権原則、合法性原則、必要性原則、正当性原則、最小化原則を含む。

国内保存原則とは、ネット運営者が中華人民共和国国内での運営において収集及び発生した個人情報は、国内で保存しなければならないことをいう。

授権原則とは、個人情報の越境移転は個人情報の主体の同意を得なければならず、重要なデータの越境移転は国家関連部門からの許可を得なければならないことをいう。

最小化原則とは、国外へ移転する個人情報とは越境移転目的と関連する業務機能と直接関連しなくてはならず、国外へ自動的に移転する個人情報の頻度はデータ越境移転の目的に関連する業務機能に必要な頻度でなくてはならず、国外へ移転する個人情報の数量はデータ越境移転の目的に関連する業務機能に必要な数量でなくてはならない。

8. Q: データ越境移転の安全評価機構は何か。

A: 『安全評価弁法(2017)』は、「国家網信部門はデータ越境移転に関する安全評価業務を全面的に計画し調整し、業界主管又は監督管理部門を指導しデータ越境移転に関する安全評価を展開を組織する」と規定している。また、「業界主管又は監督管理部門は当該業界のデータ越境移転安全評価業務について責任を負い、当該業界のデータ越境移転安全検査の展開を定期的に組織する」と規定している。

『安全評価弁法(2019)』は、「個人情報が越境移転する前に、ネット運営者は所在地の省級の網信部門に個人情報越境移転に関する安全評価を申告しなければならない」と規定している。

9. Q: ネット運営者が個人情報の越境移転を申告するときに、提出する申告資料は何か。

A: ネット運営者は個人情報の越境移転に関する安全評価を申告するとき、申告書、ネット運営者が受取人と結んだ契約、個人情報越境移転の安全リスク及び安全保障措置の分析報告、国家網信部門が提出を要求したそのほかの資料を提出しなければならない。また、材料の真実性、正確性に対して責任を負う。

10. Q: データ越境移転に関する安全評価手続きは何か。

A: まず、ネット運営者は毎年少なくとも一回自らの評価をしなければならず、しかも、速やかに評価状況を業界主管部門又は監督部門に報告しなければならない。全てのデータ越境移転に係るネット運営者は、置かれている業界、自身の規模と業務の類型を問わず、いずれも自ら安全を評価しなければならない。

次に、『安全評価弁法(2017)』の規定により、越境移転データに 50 万人以上の個人情報を含み又は累計で 50 万人以上の個人情報を含む場合、又はデータ量は 1000GB を超える場合、又は核施設、化学生物、国防軍需産業、人口健康等の領域のデータ、大型のプロジェクト活動、海洋環境及び敏感な地理的情報のデータ等を含む場合、又はキーポイント情報を含む基礎施設のシステムの抜け穴、安全防护等のネット安全情報を含む場合、又はキーポイント情報の基礎施設の運営者が国外に個人情報と重要なデータを提供する場合、又はその他の国家安全と社会公共の利益に影響をもたらす可能性があり、業界主管又は監督管理部門が評価すべきであると認定した場合、ネット運営者は業界主管又は監督管理部門に安全評価の組織を申告しなければならない。業界主管又は監督管理部門が明確ではない場合、国家網信部門が評価を組織する。

11. Q: 監督管理機構がデータ越境移転に対する安全評価の主な内容は何か。

A: 安全評価の主な内容は越境移転目的と安全リスクの二つの面を含む。

まず、データ越境移転計画中の越境移転目的は同時に合法性、正当性と必要性の要求を満たさなければならない。

次に、データ越境移転計画の安全リスクの評価は、越境移転するデータの属性とデータ越境移転における安全事件が発生する可能性と影響程度を総合的に考慮しなければならない。

12. Q: 個人情報越境移転に関する安全評価の評価重点は何か。

A: 『安全評価弁法(2019)』に個人情報越境移転に関する安全評価の重点について特別な規定があり、主に、国家関連法律法規と政策の規定に適合するか否か、契約条項は個人情報主体の合法的な権益を十分に保障できるか否か、契約は有効的に執行されることはできるか否か、ネット運営者又は受取人は個人情報主体の合法的な権益を損害した歴史があるか否か、重大なネット安全事件が発生したか否か、ネット運営者による個人情報の取得は合法かつ正当であるか否か、その他の評価すべき内容を含む。

13. Q: データ越境移転のネット運営者と国外の関連主体の義務は何か。

A: 重要データの越境移転に比べ、個人情報の越境移転は関連主体の義務の面においてより明確な規定がある。

『安全評価弁法(2019)』の規定により、個人情報越境移転契約はネット運営者が負う告知義務、契約の副本を提供する義務及び先行賠償義務を明確に規定しなければならない。

また、個人情報越境移転契約は国外の受取人が負う、情報主体がその個人情報へアクセス、訂正及び削除できるようにする義務、所属する国家と地区において法律環境が大きく変化するときの報告義務、個人情報越境移転契約終了後の義務を明確に規定しなければならない。

14. Q: データ越境移転に違反する法律責任は何か。

A: ネット運営者はユーザーの許可なく、ユーザーの個人情報を国外の人員又は機構に提供する場合、軽ければ『民法典』より規制され、プライバシー侵害について、例えば、謝罪、影響の除去及び賠償責任といった民事責任を負う。もし運営者がデータ越境移転を提供した後に利益を獲得しようと図り、情状が重大で嚴重な社会結果をもたらした場合、公民の個人情報を侵害する罪になりうる。

ネット運営者は国家関連部門の許可なく、無断でデータ情報を国外の機構、組織に提供する場合、行政処罰を受ける。ネット運営者は国家関連部門の許可なく、無断で重要な情報を国外の機構、組織に提供する場合、我が国『刑法』各論にある国家安全を脅かす種類の犯罪になる可能性があり、例えば、「国外のために国家秘密、情報を窃取し、偵察し、買収し、違法に提供する罪」である。

また、『刑法修正案(九)』は既にネットサービス提供者のために、情報ネット安全管理義務の履行を拒絶する罪という一つの罪名を増設した。ネットサービス提供者の企業として、法により関連する情報ネット安全管理義務を履行しない場合、企業自身及び関連責任者の消極的な不作為で刑事責任を負う可能性がある。



East & Concord Chengdu Office



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 20 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭廣場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900
Fax: (86-21) 5191 7909
郵便番号: 200437



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
國際商會中心 2205 室
Tel: (86-755) 2633 8900
Fax: (86-755) 2633 8939
郵便番号: 518048



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
191 号金禾センター 29 階
Tel: (86-27) 8730 6528
Fax: (86-27) 8730 6527
郵便番号: 430070



杭州支所

住所：浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階
Tel:(86-27) 8501 7000
Fax:(86-27) 8501 7085
郵便番号:310020



成都支所

住所：成都市高新区天府二街 99 路
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel:(86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号:610094



南京支所

住所：南京市建鄴区江東中路 347 号
国金中心并公樓一期 36 階
Tel: (86-25) 6010 1288
Fax: (86-25) 6011 1208
郵便番号: 210019

